

福岡市における介護予防・日常生活支援総合事業の事業内容についての パブリック・コメント実施について

1 意見募集の趣旨

介護保険制度の改正により、現在の要支援者への介護サービスの一部である「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、全国一律で提供されるサービスから、市町村が実施する地域支援事業へと移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます。）として実施することとなったため、実施に必要な事項に関して、条例等で定める内容の素案を公表し、市民の意見を募集するもの。

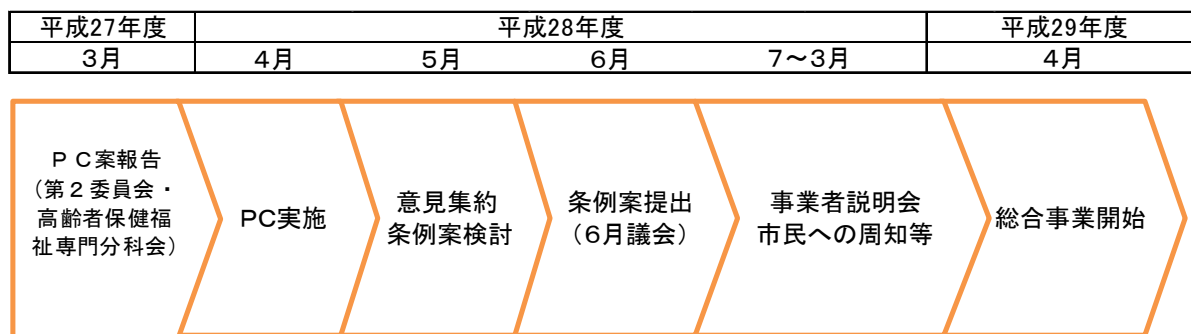
2 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）～平成 28 年 4 月 28 日（木）

3 閲覧・配布場所

情報プラザ、情報公開室、各区役所情報コーナー、各区役所福祉・介護保険課、早良区入部出張所、西区西部出張所、各地域包括支援センターなどで閲覧・配布を行うとともに、福岡市ホームページにおいて公表

4 今後のスケジュール



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施について

1 総合事業について

(1) 導入背景

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、高齢者を社会全体で支え合う介護保険制度の持続可能性を確保することが求められている。

(2) 事業目的

①高齢者のニーズに対応した多様なサービスを提供し、在宅生活の安心を確保。

→サービス内容に応じた利用料とすることによる、費用の効率化。

→新たなサービスの担い手が増加することによる、介護の専門職の中重度者向けのサービス提供へのシフト。

②社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業を充実し、高齢者の自立を促進。

→要介護認定に至らない高齢者が増加することによる、費用の効率化。

(3) 事業概要

①全国一律のサービスから地域の実情に応じたサービスへ

＜介護予防・生活支援サービス事業＞

→全国一律のサービスであった介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、本市の状況に応じた形で、サービス内容を多様化。

②介護予防機能の強化

＜一般介護予防事業＞

→従来の介護予防事業を、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、本市の状況に応じた効果的・効率的な介護予防を実施する観点から見直し、機能強化。

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業がはじまります。

○総合事業で何が変わるのか？

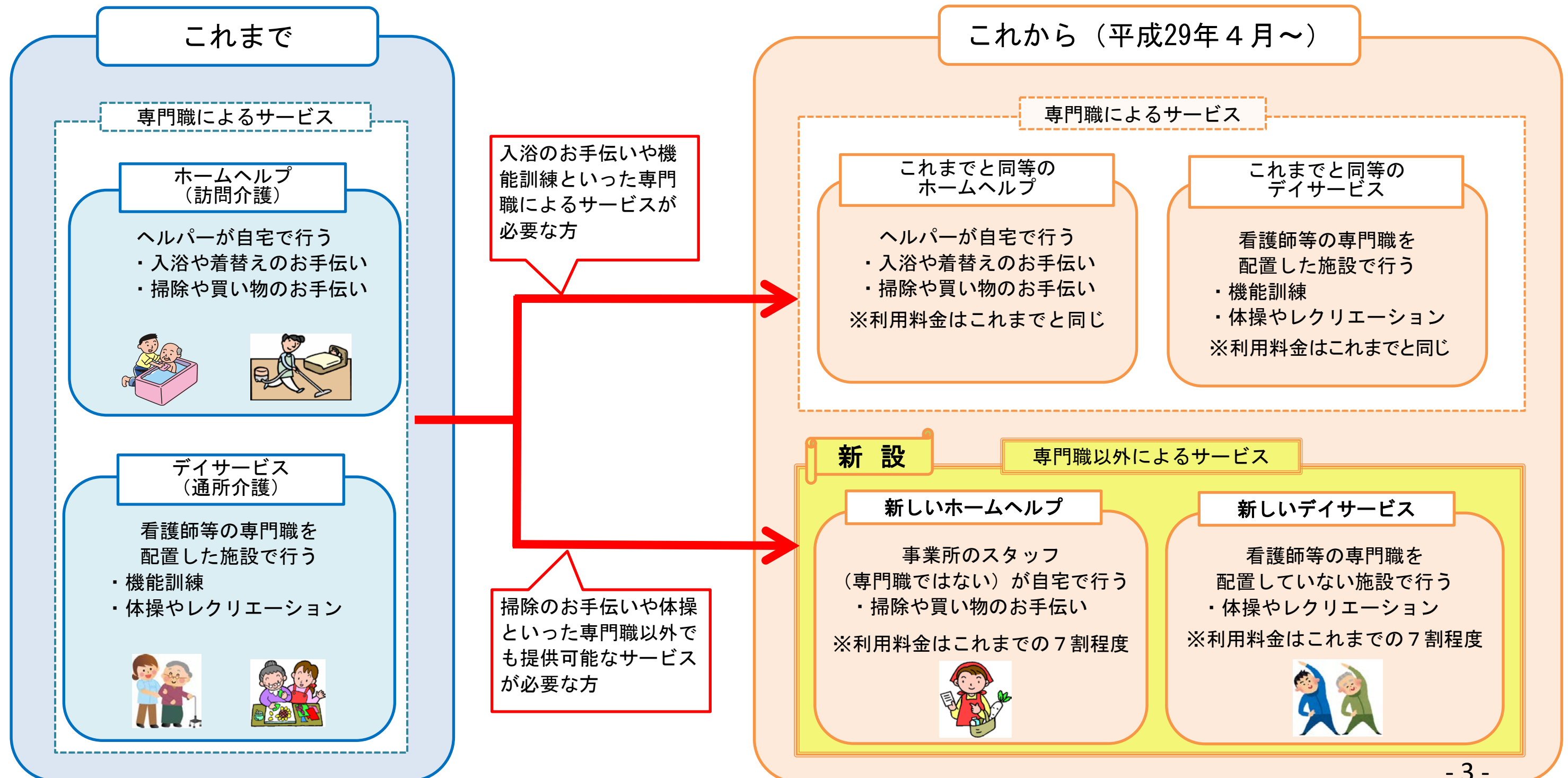
①要支援１・２の方へのホームヘルプ（訪問介護）やデイサービス（通所介護）が変わります。

変わる点【下図参照】
全国一律のサービスから、福岡市の独自のサービスに変わります。
これまでのサービスに加えて、利用料金が割安な新しいサービスを始めます。

※現在サービスを利用している方は、そのまま継続してサービスを利用することができます。

変わらない点
サービスを利用するためには要支援認定が必要です。
ホームヘルプとデイサービス以外（福祉用具のレンタルなど）は変わりません。

②高齢者が自立した生活を続けられるよう、地域における主体的な活動を支援するなど、介護予防の取組を充実していきます。



福岡市における総合事業の概要

現 行

予防給付(要支援者)
(全国一律の基準)

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

本市の事業へ
移行し、多様化

訪問看護
訪問リハ
福祉用具
など

引き続き予防給付(全国
一律の基準)にて提供

介護予防事業

一次予防事業
(すべての高齢者)
二次予防事業
(虚弱高齢者)

機能強化

総 合 事 業

介護予防・生活支援サービス事業 (要支援者・※事業対象者) ※基本チェックリストにより支援対象と判断された者

現行相当のサービス(介護の専門職による支援が必要な者へのサービス) ※既存利用者は継続利用可能

訪問介護サービス

■現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス
・＜訪問＞訪問介護員（ホームヘルパー）による身体介護・生活援助を実施
・＜通所＞医療行為や機能訓練など介護の専門職の配置を必要とするサービスを実施

通所介護サービス

■サービス費用は国が定めた報酬（現行に準じた額）にて実施
※通所介護については、平成30年度から一部単価を見直し（要支援2に週1回程度利用の場合の単位数を新たに設定）

【新設】

基準緩和型サービス（介護の専門職による支援を必要としない者へのサービス）

訪問型サービス

■福岡市が国の指針をもとに独自に定めるサービス
・＜訪問＞訪問介護員（ホームヘルパー）又は一定の研修を受けた者による生活援助を実施
・＜通所＞面積基準を緩和し、介護の専門職の配置を必要としないサービスを実施

通所型サービス

■介護の専門職を必要としないこと等から、サービス費用は現行相当の7割程度の報酬で実施

利用手続きについて

■新たにサービスを利用する場合

要支援認定を実施

■引き続きサービスを利用する場合

・要支援認定
・基本チェックリスト
を利用者が選択可能

利用者負担等について

■サービス利用の自己負担割合

■一か月あたりのサービス利用の上限

■低所得者等の利用者負担の軽減措置

予防給付と同様に実施

一般介護予防事業(すべての高齢者)

以下の事業類型をもとに、本市の状況に応じた効果的な介護予防の取組を検討し、平成29年4月より順次実施していく。

介護予防把握事業

■収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる

介護予防普及啓発事業

■介護予防活動の普及・啓発を行う

地域介護予防活動支援事業

■住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う

一般介護予防評価事業

■介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う

地域リハビリテーション活動
支援事業

■介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施